

○ 水利施設管理強化事業実施要領（令和３年３月29日付け２農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第１ 事業の内容等 １ （略） ２ 要綱第４の１の水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）は別紙様式第１号によるものとし、提出に当たっては次の資料を添付することとする。 （１）・（２）（略） ３ 要綱第４の２の管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）は、別紙様式第２号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。 ４ 要綱第４の３の包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、別紙様式第３号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。 （削る。） ５ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）の事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量の削減に向けた取	第１ 事業の内容等 １ （略） ２ 要綱第４の水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）は別紙様式第１号によるものとし、提出に当たっては次の資料を添付することとする。 （１）・（２）（略） ３ 要綱第５の管理水準向上計画（以下「向上計画」という。）は、別紙様式第２号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。 ４ 要綱第６の包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、別紙様式第３号によるものとし、事業の採択を申請する年度において作成するものとする。 ５ <u>要綱第７の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第４－１号又は第４－２号により翌年度からの３か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。要綱第２の６の（１）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあっては、当該施設の管理者の直近１２か月の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が２５％以上であったことを証明する書類等を添付するものとする。</u> ６ 要綱第２の３の（２）の特別型（渇水・高温対策）<u>及び要綱第２の６の省エネルギー化推進型</u>の事業実施主体は、農業水利

組として、別表の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む2つ以上の取組を実施するものとする。

(削る。)

第2 事業の申請

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 要綱第5の1の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4-4号によるものとする。
- (2) 要綱第5の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4-5号によるものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第5の2の(1)の「流域治水推進計画」は、別紙様式第4-1号によるものとし、要綱第2の3の(1)のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。
- (2) 要綱第5の2の(1)の「渇水・高温対策計画」は、別紙様式第4-2号によるものとする。
- (3) 要綱第5の2の(3)の「緊急の対応が必要な場合」とは、次のいずれかを満たす場合とする。

ア 当該年度における当該地域又は水源地域の連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下となった場合

イ 渇水・高温に係る情報連絡会を設置し対策に取り組むなど、都道府県が特に必要と認める場合

施設のエネルギー使用量の削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、2つ以上の取組を実施するものとする。

7 特別型(渇水・高温対策)及び省エネルギー化推進型の支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。

第2 事業の申請

1 一般型及び連携管理保全型

- (1) 要綱第8の1の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-4号によるものとする。
- (2) 要綱第8の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-5号によるものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第8の2の(1)の「流域治水推進計画」は、別紙様式第5-1号によるものとし、要綱第2の3の(1)のアからウまでのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。
- (2) 要綱第8の2の(1)の「渇水・高温対策計画概要」は、別紙様式第5-2号によるものとする。

(新設)

(4) 要綱第5の2の(1)の「特定外来生物対策計画」は、別紙様式第4－3号によるものとする。

(5) 要綱第5の2の(1)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－6号によるものとする。

(6) 要綱第5の2の(2)の流域治水対策又は特定外来生物対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－7号によるものとする。

(7) 要綱第5の2の(1)又は(4)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－8号によるものとする。

(8) 要綱第5の2の(2)又は(5)の渇水・高温対策に係る「事業採択申請書」は、別紙様式第4－9号によるものとする。

(9) 要綱第5の2の(4)及び(5)の「交付決定前着手届」は、別紙様式第4－10号又は別紙様式第4－11号によるものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第5の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－12号によるものとする。

(2) 要綱第5の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－13号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第5の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－14号によるものとする。

(2) 要綱第5の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第4－15号によるものとする。

(削る。)

(3) 要綱第8の2の(1)の「特定外来生物対策計画」は、別紙様式第5－3号によるものとする。

(4) 要綱第8の2の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－6号によるものとする。

(5) 要綱第8の2の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－7号によるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 管理水準向上型

(1) 要綱第8の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－8号によるものとする。

(2) 要綱第8の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－9号によるものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第8の4の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－10号によるものとする。

(2) 要綱第8の4の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5－11号によるものとする。

5 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第8の5の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第5-1号によるものとする。
- 2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第5-2号により行うものとする。

第4 計画の変更

- 1 一般型及び連携管理保全型
 - (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6-1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
 - (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6-2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。
- 2 特別型
 - (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6-3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
 - (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推

第5-12号によるものとする。

- (2) 要綱第8の5の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第5-13号によるものとする。

第3 事業の採択

- 1 要綱第9の都道府県知事に対する「採択通知書」は、別紙様式第6-1号によるものとする。
- 2 要綱第9の市町村又は土地改良区等（土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。）に対する通知は別紙様式第6-2号により行うものとする。

第4 計画の変更

- 1 一般型及び連携管理保全型
 - (1) 要綱第10の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
 - (2) (1)の規定により市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第10の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7-2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。
- 2 特別型
 - (1) 要綱第10の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7-3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
 - (2) (1)の規定により市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「流域治水

推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第6－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第7の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第6－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第7の4により「委託推進計画」を変更したときは、

推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7－4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(3) 要綱第10の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7－5号により、都道府県知事に変更後の渇水・高温対策計画を提出するものとする。

(4) (3)の規定により市町村長から変更後の渇水・高温対策計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「渇水・高温対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7－6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(5) 要綱第10の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7－7号により、都道府県知事に変更後の特定外来生物対策計画を提出するものとする。

(6) (5)の規定により市町村長から変更後の特定外来生物対策計画の提出があったとき又は要綱第10の2により「特定外来生物対策計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7－8号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 管理水準向上型

(1) 要綱第10の3により「向上計画」を変更したときは、市町村長は、別紙様式第7－9号により、都道府県知事に変更後の向上計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村長から変更後の向上計画の提出があったとき又は要綱第10の3により「向上計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第7－10号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

4 包括的民間委託推進型

(1) 要綱第10の4により「委託推進計画」を変更したときは、

市町村長は、別紙様式第 6－11 号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

- (2) (1) の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第 7 の 4 により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第 6－12 号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

(削る。)

第 5 事業の実績報告

- 1 要綱第 9 の 1 の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 7－1 号により報告するものとする。
- 2 要綱第 9 の 2 の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 7－2 号により報告するものとする。

(削る。)

第 6 その他

本事業による盛土・切土等の施行（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形

市町村長は、別紙様式第 7－11 号により、都道府県知事に変更後の委託推進計画を提出するものとする。

- (2) (1) の規定により市町村長から変更後の委託推進計画の提出があったとき又は要綱第 10 の 4 により「委託推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第 7－12 号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

5 省エネルギー化推進型

- (1) 要綱第 10 の 5 により「省エネ計画」を変更したときは、市町村又は土地改良区等は、別紙様式第 7－13 号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。

- (2) (1) の規定により市町村又は土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があった時又は要綱第 10 の 5 により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第 7－14 号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

第 5 事業の実績報告

- 1 要綱第 12 の 1 の管理水準向上型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8－1 号により報告するものとする。
- 2 要綱第 12 の 2 の包括的民間委託推進型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8－2 号により報告するものとする。
- 3 要綱第 12 の 3 の省エネルギー化推進型の実績報告は、毎取組年度終了後 60 日以内に、別紙様式第 8－3 号又は別紙様式第 8－4 号により報告するものとする。

第 6 その他

本事業による盛土・切土等の施行（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地

質の変更及び土石の堆積に関する工事をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別紙様式第1号

〇〇地区水利施設管理強化計画

1. (略)

2. 地域概要

(1)～(5) (略)

注：1) 単一の土地改良区等(土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。)が単独で連携管理保全計画を策定する場合は、①のみを記載する。

2) (略)

3.・4. (略)

の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別紙様式第1号

〇〇地区水利施設管理強化計画

1. (略)

2. 地域概要

(1)～(5) (略)

注：1) 単一の土地改良区等が単独で連携管理保全計画を策定する場合は、①のみを記載する。

2) (略)

3.・4. (略)

(削る。)

別紙様式第4-1号

省エネルギー化推進計画(諸油脂)

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設(施設管理者ごとに記載)

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用 諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付 予定補助金等	省エネ ルギー化 ・コスト 削減対策	省エネ ルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化				
									RO まで	RO	RO	RO	RO
施設管理者：○○（管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合：○%）													
			kl	千円									
			kl	千円									
			kl	千円									

注

- 1 当年度の使用諸油脂量及び諸油脂費が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量については、前年度の当該月の使用諸油脂量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の実績使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 直近12か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 6 諸油脂費の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 7 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

(削る。)	別紙様式第 4 - 2 号														
	省エネルギー化推進計画 (電力)														
	1 地区概要														
	都道府県名		地区名		事業実施主体名		関係市町村名		関係土地改良区名						
	2 対象施設 (施設管理者ごとに記載)														
	施設名	施設区分	施設容量	契約区分	当年度使用電力量	当年度電力料	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化 ・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化				
											RO まで	RO	RO	RO	RO
	施設管理者：○○ (管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合：○%)														
			kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円 ・燃料費調整額 千円 ・再エネ賦課金 千円									
		kW		kWh	千円 (内訳) ・基本料金 千円 ・電力量料金 千円										

					・燃料費調整額	千円									
					・再エネ賦課金	千円									
						千円									
					(内訳)										
					・基本料金	千円									
					・電力量料金	千円									
					・燃料費調整額	千円									
					・再エネ賦課金	千円									

kW

kWh

注

- 1 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 直近12か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 6 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 7 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

別紙様式第4－1号（略）
別紙様式第4－2号（略）
別紙様式第4－3号（略）
別紙様式第4－4号

別紙様式第5－1号（略）
別紙様式第5－2号（略）
別紙様式第5－3号（略）
別紙様式第5－4号

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

（略）

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第4－5号

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第4－6号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（1）に基づき、流域治水推進計画 （※）を添付して申請します。

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第5－5号

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第5－6号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2の（1）に基づき、流域治水推進計画 （※）を添付して申請します。

※ 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記（略）

別紙様式第 4－7 号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（2）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

（削る。）

※ 特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記（略）

別紙様式第 4－8 号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

※ 渇水・高温対策に係る申請を行う場合は、「渇水・高温対策計画」

特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記（略）

別紙様式第 5－7 号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

（略）

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 8 の 2 の（2）に基づき、流域治水推進計画（※）を添付して申請します。

※ 渇水・高温対策に係る申請を行う場合は、「渇水・高温対策計画」

特定外来生物対策に係る申請を行う場合は、「特定外来生物対策計画」

記（略）

（新設）

都道府県知事殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（1）（又は（4）（※））に基づき、渇水・高温対策計画を添付して申請します。

※ 同要綱第5の2の（4）に基づく場合、水利施設管理強化事業実施要領第2の2の（3）に定める要件に該当することが確認できる資料を添付するものとする。

記

地区名	備考

別紙様式第4－9号

（新設）

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長殿

北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（2）（又は（5）（※））に基づき、渇水・高温対策計画を添付して申請します。

※ 同要綱第5の2の（5）に基づく場合、水利施設管理強化事業実施要領第2の2の（3）に定める要件に該当することが確認できる資料を添付するものとする。

記

<u>地区名</u>	<u>事業実施主体名</u>	<u>備考</u>

別紙様式第4－10号

(新設)

番 号
年 月 日

令和〇〇年度水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））の交付決定前着手届

都道府県知事殿

〇〇市町村長

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（4）の交付決定前着手届を提出する。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

(別 紙)

- 1 事業名：
- 2 地区名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：
- 6 完了予定年月日：
- 7 交付決定前着手が必要である理由

別紙様式第 4－11 号

番 号
年 月 日

令和〇〇年度水利施設管理強化事業（特別型（渇水・高温対策））の交付決定前着手届

地方農政局長殿

(新設)

〔北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて（令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 2 の（5）の交付決定前着手届を提出する。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

（別 紙）

- 1 事業名：
- 2 地区名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：

6 完了予定年月日：

7 交付決定前着手が必要である理由

別紙様式第4－12号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の3の（1）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第4－13号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の3の（2）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第5－8号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3の（1）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第5－9号

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（管理水準向上型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3の（2）に基づき、管理水準向上計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第 4－14 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 4 の (1) に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第 4－15 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 5 の 4 の (2) に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記（略）

(削る。)

別紙様式第 5－10 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 8 の 4 の (1) に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第 5－11 号

水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）事業採択申請書
(略)

下記地区について、〇〇年度の水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第 8 の 4 の (2) に基づき、包括的民間委託推進計画を添付して申請します。

記（略）

別紙様式第 5－12 号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村又は土地改良区等の長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第8の5の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第5－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

（略）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

（略）

（削る。）

別紙様式第6－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

（略）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

（略）

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第 5－2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

(削る。)

別紙様式第 6－1 号

水利施設管理強化計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 1 により提出します。

記（略）

別紙様式第 6－2 号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

(略)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

(略)

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第 7－1 号

水利施設管理強化計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 1 により提出します。

記（略）

別紙様式第 6－2 号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 1 により報告します。

記（略）

別紙様式第 6－3 号

流域治水推進計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 7 の 2 により提出します。

記

1 施設名

2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第 4－1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 6－4 号

流域治水推進計画変更手続報告書

別紙様式第 7－2 号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（一般型・連携管理保全型）の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 1 により報告します。

記（略）

別紙様式第 7－3 号

流域治水推進計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 2 により提出します。

記

1 施設名

2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第 5－1 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 7－4 号

流域治水推進計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により報告します。

記

1 施設名

2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第4－1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第6－5号

渇水・高温対策計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により提出します。

記

1 施設名

2 渇水・高温対策計画（変更）

※別紙様式第4－2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第6－6号

渇水・高温対策計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の2により報告します。

記

1 施設名

2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第5－1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第7－5号

渇水・高温対策計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の2により提出します。

記

1 施設名

2 渇水・高温対策計画（変更）

※別紙様式第5－2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第7－6号

渇水・高温対策計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により報告します。

記

1 施設名

2 渇水・高温対策計画（変更）

※別紙様式第4－2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第6－7号

特定外来生物対策計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により提出します。

記

1 施設名

2 特定外来生物対策計画（変更）

※別紙様式第4－3号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第6－8号

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の渇水・高温対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の2により報告します。

記

1 施設名

2 渇水・高温対策計画（変更）

※別紙様式第5－2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第7－7号

特定外来生物対策計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の2により提出します。

記

1 施設名

2 特定外来生物対策計画（変更）

※別紙様式第5－3号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第7－8号

特定外来生物対策計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 特定外来生物対策計画（変更）
※別紙様式第4－3号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第6－9号

管理水準向上計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の3により提出します。

記（略）

別紙様式第6－10号

管理水準向上計画変更手続報告書

特定外来生物対策計画変更手続報告書

(略)

水利施設管理強化事業（特別型）の特定外来生物対策計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の2により報告します。

記

- 1 施設名
- 2 特定外来生物対策計画（変更）
※別紙様式第5－3号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第7－9号

管理水準向上計画変更手続書

(略)

水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10の3により提出します。

記（略）

別紙様式第7－10号

管理水準向上計画変更手続報告書

(略) 水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 7 の 3</u>により報告します。 記（略） 別紙<u>6－11 号</u> 包括的民間委託推進計画変更手続書	(略) 水利施設管理強化事業（管理水準向上型）の管理水準向上計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 10 の 3</u>により報告します。 記（略） 別紙<u>7－11 号</u> 包括的民間委託推進計画変更手続書
(略) 水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 7 の 4</u>により提出します。 記（略） 別紙様式<u>第 6－12 号</u> 包括的民間委託推進計画変更手続報告書	(略) 水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 10 の 4</u>により提出します。 記（略） 別紙様式<u>第 7－12 号</u> 包括的民間委託推進計画変更手続報告書
(略) 水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 7 の 4</u>により報告します。 記（略）	(略) 水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型）の包括的民間委託推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱<u>第 10 の 4</u>により報告します。 記（略）

(削る。)

別紙様式第 7 - 13 号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村又は土地改良区等の長

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10 の 5 により提出します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第 4 - 1 号又は別紙様式第 4 - 2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

(削る。)

別紙様式第 7 - 14 号

省エネルギー化推進計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長殿

〔北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 10

別紙様式第 7－1 号

実績報告書（管理水準向上）

（略）

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 9 の 1 に基づき報告します。

記（略）

別紙様式第 7－2 号

実績報告書（包括的民間委託）

（略）

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 9 の 2 に基づき報告します。

記（略）

の 5 により報告します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第 4－1 号又は別紙様式第 4－2 号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第 8－1 号

実績報告書（管理水準向上）

（略）

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 12 の 1 に基づき報告します。

記（略）

別紙様式第 8－2 号

実績報告書（包括的民間委託）

（略）

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第 12 の 2 に基づき報告します。

記（略）

(削る。)

別紙様式第 8 - 3 号

実績報告書（諸油脂）

番 号
年 月 日

農 村 振 興 局 長
又は
地 方 農 政 局 長
沖縄総合事務局長

殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)

[市町村又は土地改良区等の長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第12の3に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途		内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	・	千円
		・	千円
イ	施設の管理費	・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R○年度 からの 使用 諸油脂量 削減率	省エネルギー化・コ スト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考
	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○ まで			R○	R○	R○	R○			
施設管理者：																								
																%								
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kl	kl	kl	kl	kl	%								
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kl	kl	kl	kl	kl	%								
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kl	kl	kl	kl	kl	%								

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあつては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。

(削る。) 別紙様式第8－4号

実績報告書（電力）

番 号
年 月 日

（ 農 村 振 興 局 長
又は

地方農政局長
沖縄総合事務局長

殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)

[市町村又は土地改良区等の長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第12の3に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア	省エネ計画に係る取組	千円
		千円
イ	施設の管理費	千円
		千円

3 対象施設 (施設管理者ごとに記載)

施設名	施設 容量	契 約 区分	運転時間					送水量					使用電力量					R○年度 からの 使用 電力量 削減率	省エネルギー化・コ スト削減対策	実施期間					取組内容	備考
																				○：実施 ◎：拡大・強化						
			R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○			R○	R○	R○	R○			
施設管理者：																										

		HE-3	高効率電動機への更新
		HE-4	減速機の省略
		HE-5	高効率ポンプへの更新
		HE-6	インペラ（羽根車）の改造
		HE-7	水路のパイプライン化
		HE-8	遠隔制御機器の導入
		HE-9	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10	独自取組（省エネ化）

取組メニュー			
コスト削減	ソフト対策	SC-1	ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2	電力契約の適正化
		SC-3	電力契約使用期間の短縮
		SC-4	独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	HC-1	力率の改善
		HC-2	ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4	独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用

(削る。)	<u>推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。</u> 別紙2 <u>支援金の算定方法</u> <u>1 特別型（渇水・高温対策）</u> <u>（1）渇水・高温対策型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</u> <u>支援金の額=当年度の渇水・高温対策に要した費用×0.5</u> <u>（2）渇水・高温対策に要した費用とは、別紙様式第5－2号の3. 基礎的取組及び4. 追加的取組に係る費用をいう。</u> <u>2 省エネルギー化推進型</u> <u>（1）省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</u> <u>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</u> <u>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額</u> <u>指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率</u> <u>（2）エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。</u> <u>（3）エネルギー料金の高騰分には、（1）の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあっては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。</u> <u>（4）当年度のエネルギー料金とは、令和7年6月から令和7年</u>
--------------	--

	<u>9月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</u> <u>（5）従来補助金額とは、一般型、連携管理保全型又は特別型により既に補助されている金額をいう。</u> <u>（6）高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。</u> <u>（7）支援金の上限額は、（1）の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。</u>
--	---

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している省エネルギー化推進型における実績報告及び特別型（湯水・高温対策）については、なお従前の例による。